

募集要項・ご旅行条件書

- 旅行期間：平成20年11月17日(月)～11月24日(月)
- 旅行代金：299,000円(別途燃油サーチャージがかかります。平成20年8月19日現在56,000円)
- 最少催行人員：2名 ■添乗員同行：全行程同行しお世話します。
- 申込締切日：平成20年10月10日(金)ただし満員になり次第締切ります。
- 旅行代金に含まれるもの
- ①航空運賃：日程表に記載された区間(エコミークラス)、(※この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金を含みません。付加運賃・料金は原簿の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下限りあらゆる旅行者に一律に課されるものです。) ②宿泊代金：ホテル・ツインルーム(2人1部屋利用)バス・トイレ付 ③食事代金：日程表に明記の食事代金(朝5回、昼5回、夕5回、この回数に機内食は含まれません) ④観光代金：日程表に記載された観光時のガイド代、入場料金 ⑤バス代金：空港ホテル間の送迎バス料金、観光バス料金 ⑥団体行動中の税金・チップ ⑦手荷物運賃代金：お1人につき一個のスーツケースなど(ただし大きさは航空会社の規定内。詳しくは係員におたずね下さい。) ⑧添乗員代金 ⑨成田空港施設使用料 2,040円 オーストラリア空港税 8,540円 旅行代金算出基準日：平成20年8月20日
- 旅行代金に含まれないもの
- 上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。
- ①旅券印紙代・証紙代 有効期限5年ものもの：¥11,000、有効期限10年ものもの：¥16,000 ②個人的性格の費用：飲物代、クリーニング代、電話代など ③手荷物超過料金 ④傷害、疾病に関する医療費 ⑤任意の海外旅行傷害保険料 ⑥集合地までの交通費 ⑦運送機関の課す付加運賃・料金 燃油サーチャージ56,000円(航空会社の定める付加運賃・料金を変更された場合、増額になった場合は不足分を徴収し、減額になった場合はその分を返金します。また空港施設などは為替レート変動により過不足が生じても精算いたしません。) ⑧1人部屋追加料金(60,000円)
- 旅券・査証について
- (1)旅券(パスポート)：この旅行には有効期間が2008年11月24日以降まで有効な旅券が必要です。
- (2)査証(ビザ)：この旅行には観光ETAの登録が必要となります。
- 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券申請はおお客様の責任で行ってください。(日本国籍以外の方は自国・渡航先の領事館、入国管理事務所にお問合せください。)

■お申し込み

- お申し込み必要事項を記入の上、FAXもしくはご郵送ください。同時に参加申込金¥50,000を所定の口座にお振込みください。(2つが揃った時点で正式なお申込みとなります。)旅行代金残金は後日請求いたします。*申込書は、「旅行代金」「取消料」「送料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
- お客様がご旅行申込書にお客さまのロマ字を記入される時は旅券に記載されているとお名前をご記入ください。お客様はご自身の氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、お客様はお客様さまの交替の場合に準じて交替手数料(「■お客様さまの交替」に記載)をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除したく場合もあります。この場合、所定の取消料(「■取消料のご注意」に記載)をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますのでご注意ください。
- 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いが必要です。
- a.旅行開始日に75歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はおお客様の負担となります。
- お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意が必要となります。
- 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
6. 通関契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
- ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通関契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱い特約を有する加盟店契約がない等、または業務上の理由等で受け付けていない場合もあります。
- ②通関契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③通関契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で代行する場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
- ④通関契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の契約が成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

■お客様が発出までに実施する事項

- 海外危険情報について
- 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお送りします。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。
- 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について
- (1)十分注意して下さい
- 通常通り催行いたしますが、当社に渡航情報(危険情報)の書面をお受け取りください。契約成立後に取消された場合には、所定の取消料をお支払いいただきます。
- (2)「渡航の是非を検討してください」
- 当社に適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報(危険情報)並びに、危険回避措置に関する説明を行う書面を交付いたします。書面を受け取り説明を受けた時点で契約解除は取消料を収めませんが、一旦ご了解いただいた後の契約解除の場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。
- (3)「渡航の延期をおすすめします」「退避を勧告します」 催行を中止いたします。

■健康衛生について

- 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「感染症発生情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください
- 旅行代金・追加旅行代金
- 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②ビジネスクラス追加代金、③延泊による宿泊代金などをいいます。
- 確定日経費
- 確定した航空機の便名や宿泊ホテル名(および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法)などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付いたします。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算して5日以前に於ける日以前にお知らせします。
- 荷役人数でのお申込の場合に一部屋を利用するお客様から一部屋追加代金を申し受けたらした旅行において、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一部屋を利用するお客様から一部屋追加代金を申し受けます。

旅行開始日が*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から31日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- *ピーク時とは12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。
- ①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由による取消の場合も表記取消料をいただきます。
- ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

- 下記の場合は取消料はいたしません。(一部例外)
- ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき、重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

- 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)
- ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時は33日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。②旅行代金を期日までに支払いただけないとき ③申込条件の不適合 ④病氣、行動体行等の支障その他により旅行の消滅が不可能なとき。

■当社の責任

- 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

- 当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物を被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、旅行品にかかる損害補償金(15万円/限度)ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合作限り、「当旅行参加中」とはいいたしません。

■旅程保証

- 旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストラン)を含みます。①その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の種類又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外の間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中の記載事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

- お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者等にその旨を申し出なければなりません。

■海外旅行保険について

- 病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

■お買い物案内について

- お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしませんのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートを受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワントム条約又は国内語法条約により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございましたら、ご購入には十分ご注意ください。

■事故等のお申出について

- 旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

- 当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- 当社およびご旅行をお申込いただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- 当社、当社のグループ企業であるKINTツアーズおよび当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
- 当社は旅行先でお客さまのお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、本パンフレット記載の連絡先までお問合せください。
- 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページで確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について


- この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

パンフレット作成日 2008年8月20日 管理番号:044008080009
旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

■申込金・旅行代金振込口座
三菱東京UFJ銀行振込第二支店 (普)0720718
口座名:近畿日本ツーリスト株式会社

企画：財団法人 川崎市国際交流協会
〒211-0033川崎市中原区木月祇園町2-2
TEL:044-435-7000 FAX:044-435-7010

お問合せ・お申込先 (旅行企画・実施)
**近畿日本ツーリスト株式会社 川崎支店**
国土交通大臣登録旅行業第20号 (社) 日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会員
総合旅行業務取扱管理者：伊在井一裕、藤田憲嗣
※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町15-5 十五番館ビル8階
TEL. 044-244-4631 FAX. 044-233-6127
「川崎市民交流団」係 担当：青野、千賀
※営業時間は月～金曜日の09:00～17:45です。(土日・祝日休)